

国際課税のケース・スタディ

フランスの社会保障制度の下で支払った社会保険料に係る課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

フランス系内国法人A社に勤務するBは、親会社のフランス法人C社から3年の予定で我が国に派遣されている。フランスで支払っている社会保険料の課税関係はどうなるのか。

また、C社からA社に90日間派遣されているD及び200日間派遣されているEの課税関係はどうなるのか。

なお、3人とも、我が国の滞在は初めてであり、社宅及びユーティリティについては国内払い、グロスアップしたところで源泉徴収の対象にされているが、給料については、C社からフランスにある各人の口座に振り込まれ、後日、A社がC社に支払っている。

〔ポイント〕

- 1 B、D及びEの居住形態と課税の概要
- 2 社会保険料に係る日仏租税条約の適用関係
- 3 租税条約実施特例法の改正

〔検討〕

1 B、D及びEの居住形態と課税の概要

(1) 居住形態

我が国での課税関係は、その者の居住形態によって異なっている。我が国に3年の予定で勤務するBは、居住者となり、我が国での勤務が1年以内と予定されているD及びEは、非居住者となる。

なお、Bは、日本国籍を有せず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有して

いた期間の合計が5年以下であることから非永住者となる。

(2) 我が国の課税関係の概要

イ 居住者（非永住者）

居住者（非永住者）であるBは、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ又は国外から送金された金額が課税の対象になる。したがって、源泉徴収の対象とされた社宅及びユーティリティだけでなく、国外で支払われた給与を含めたところで確定申告することになる。

ロ 非居住者

非居住者であるD及びEは、国内勤務に基因する国内源泉所得だけが課税所得となる。国内源泉所得が国内で支払われた場合は、支払われた金額に20%の税率を適用したところで源泉徴収されて課税関係は終了するが、国外で支払われた給料については源泉徴収の規定が働くことから、国外で支払われた給与に20%の税率を適用したところの確定申告書、いわゆる所得税法172条の確定申告書を提出することにより、課税関係が精算されることになる。

なお、Dは、我が国の滞在期間が183日以内であるが、短期滞在者免税の要件の一つである「その報酬を他方の締約国の居住者である雇用者（親会社C社）」が最終的には支払っていないことになるから、その要件を充足していないため、我が国で課税されることになる。

2 社会保険料に係る日仏租税条約の適用関係

日仏社会保障協定の締結により、フランスから我が国に派遣される者がフランスの社会保障制度のみに加入することが可能になることに対

応し、フランスの社会保障制度の下で納付する社会保険料について、一定の要件の下で我が国において所得控除等が認められることとなった。

具体的には、居住者については、日仏租税条約18条2項で社会保険料控除を適用することを規定している。非居住者については、議定書9Aで給与免税を規定している。

これらの場合の具体的な適用関係については、租税条約実施特例法によることになる。

3 租税条約実施特例法の改正

(1) 概 要

居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った社会保険料について、一定の金額を限度として、その年の所得税に係る総所得金額等から控除される。

また、非居住者が我が国又は租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った社会保険料について、一定の金額を限度として、その年の所得税に係る給与所得の金額又は国内源泉所得から除くことにされた。

(2) 内 容

その取扱いは、居住者と非居住者に分かれ、非居住者の場合も、恒久的施設を有する場合と有しない場合に分かれ、かつ、恒久的施設を有しない場合でも源泉徴収を受ける場合と受けない場合に分けて規定されている。

イ 我国の居住者の場合

フランスから日本に派遣されて、日本で勤務する通常の場合である。本事例のBが該当する。

(イ) 社会保険料控除の適用により調整

我が国の居住者が支払った又は控除される条約相手国の社会保障制度（租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下同じ。）に対する社会保険料のうち、租税条約の規定により我が国の社会保障制度に対して支払われる強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされているものについては、所得税法74条2項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用することとされた（実施特例法5の2①）。ただし、所得税法188条の「給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算」、同法190条の「年末調整」及び同法196条の「給与所得者の保険料控除申告書」の規定は適用されない。

(ロ) 社会保険料の金額の上限

社会保険料として控除する保険料については、標準報酬月額等級の最高等級の標準月額に保険料率を乗じて得た額の2分の1等の計算により算出したその年の保険料の金額の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額が上限となる（実施特例法5の2②、実施特例法施行令4の2②③）。

(ハ) 手続等

社会保険料控除の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の確定申告書に一定の事項を記載した届出書（「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」）並びに一定の書類を添付して、その年の翌年3月15日までに提出しなければならない。

(ニ) 審査規定

本取扱いについては、審査規定がない。したがって、その年の翌年3月15日までに少なくとも、関係する届出書と必要書類を所轄税務署に提出しておかなければ、後日、期限後申告書の提出によっても救済されることになる。

したがって、必要書類の中には、「相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその居住者のその社会保障制度に係る法令を受ける旨の証明書（適用証明書）」等、その取得に時間がかかることが予想されることから、事前に十分用意しておかなければ期限までに提出できず、かつ、適用が受けられない可能性が非常に高いことに留意しなければならない。

ロ 我国の非居住者で国内に恒久的施設を有する場合

フランス企業から派遣された我が国の非居住者で、給与所得者であるにもかかわらず、日本で事業所等を有している場合であり、非常に稀な場合である。

(イ) 給与又は報酬に係る所得税の免除

恒久的施設を有していることから居住者の所得金額の計算に準じて確定申告することとなるが、非居住者には社会保険料控除の適用がないことから、給与等の所得金額から直接、社会保険料が控除されることになる。すなわち、国内

に恒久的施設を有する相手国居住者等（租税条約の規定により当該条約の相手国の居住者又は法人とされるものをいう。）である非居住者が、その給与又は報酬から支払った又は控除される特定社会保険料（我が国の社会保険料及び条約相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、その条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下「特定社会保険料」という。）がある場合には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額及び特定社会保険料の金額を控除した残額を給与とすることとされた（実施特例法5の2③）。

(ロ) 社会保険料の上限

イ(ロ)と同じである。

(ハ) 手続等

(イ)の所得税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の確定申告書に一定の事項を記載した届出書（「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」）及び一定の書類を添付して、その年の翌年3月15日までに提出しなければならない。

なお、(イ)の所得税の免除を受けようとする年分の確定申告書を提出しない場合であっても、その適用を受けようとする場合には、一定の事項を記載した届出書及び一定の書類を添付して、その年の翌年3月15日までに、その者の納税地の所轄税務署に提出しなければなれることとされた。

宥恕規定の適用については、イ(ニ)と同様である。

ハ 我が国の非居住者で国内に恒久的施設を有しない場合（源泉徴収を受ける場合）

フランス企業から派遣された我が国の非居住者で、国内で支払われる給与がある場合であり、一般的に発生する場合である。本事例のD及びEが該当する。

(イ) 給与又は報酬に係る所得税の還付

恒久的施設を有しない非居住者の場合、通常は、確定申告することなく、国内源泉所得に対して所得税が源泉徴収されて課税関係が終了することから、当該源泉所得税の還付という形で、特定社会保険料が控除されることになる。すな

わち、国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等である非居住者が、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、その給与又は報酬につき源泉徴収の規定の適用を受けるときは、税務署長は、その相手国居住者等に対し、その給与又は報酬につき源泉徴収された所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額に相当する金額を還付することとされた（実施特例法5の2⑤）。

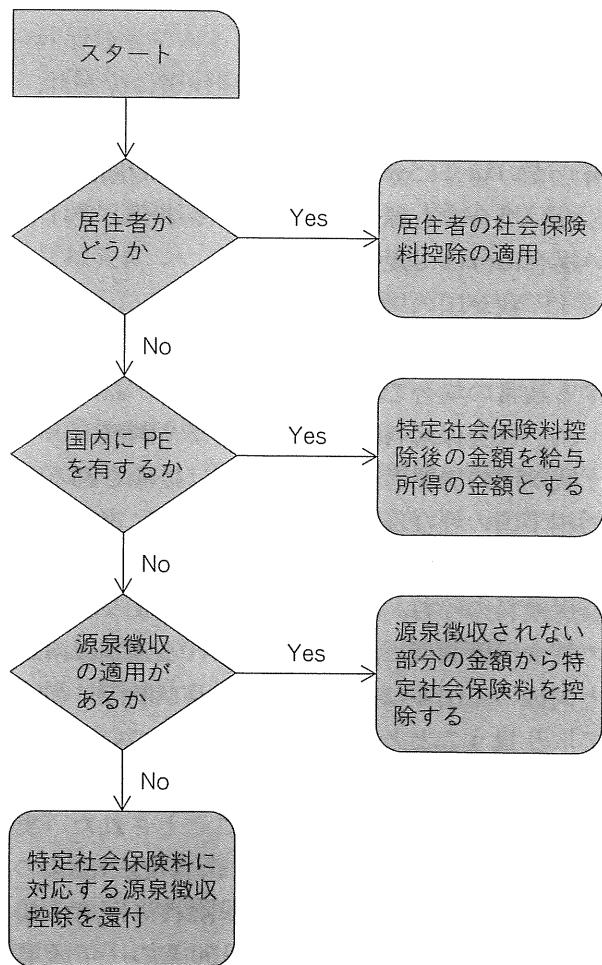
なお、特定社会保険料に対応する部分の金額とは、その年中に支払った又は控除される特定社会保険料の金額に20%を乗じて計算した金額とされている（実施特例法施行令4の2④）。

(ロ) 特定社会保険料の金額の上限

イ(ロ)と同じである。

(ハ) 手続等

(イ)の所得税の還付を受けようとする場合には、一定の事項を記載した還付請求書（「保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」）に、一定の書類を添付して、その年の翌年1月



1日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、納税地の所轄税務署長に提出することとされている。

二 我が国の非居住者で国内に恒久的施設を有しない場合（源泉徴収を受けない場合）

フランス企業から派遣された我が国の非居住者で、国内で支払われる給与がない場合であり、確定申告によりその年の所得税額を納税している場合である。

(イ) 給与又は報酬に係る所得税の免除

恒久的施設を有しない非居住者で、国内源泉所得に対して所得税が源泉徴収されない場合、いわゆる所得税法172条の確定申告をすることにより課税関係が終了することから、当該国外源泉所得から特定社会保険料の額を減額した後の金額を基に所得税の額を計算するという形で、特定社会保険料が控除されることになる。すなわち、国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等である非居住者が、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、その給与又は報酬につき源泉徴収の規定の適用を受けないときは、その年中に支払を受ける給与又は報酬の額のうち源泉徴収の規定の適用を受けない部分の金額から特定社会保

険料の金額を控除した残額を基に所得税の額を計算して、所得税法172条の申告書（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書）を提出することとされた（実施特例法5の2⑥）。

(ロ) 特定社会保険料の金額の上限

イ(ロ)と同じである。

(ハ) 手続等

イ(ハ)の所得税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の給与等につき所得税法172条の申告書に一定の事項を記載した届出書（「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」）に一定の書類を添付することとされた。

4 まとめ

我が国における特定社会保険料の課税関係をまとめると前頁のフローチャートのようになる。

フランスの社会保障制度の下で支払った特定社会保険料は、一定の限度額の計算があるものの、居住者であるBは社会保険料控除の適用により調整され、非居住者で給与等が源泉徴収の規定の対象とされているD及びEは、源泉徴収税額の還付の形で調整されることになる。

企業税制研究所・国税通則検討委員会からのお知らせ

国税通則検討委員会においては、2008年8月8日(金)及び2008年9月29日(月)に下記のとおり検討WGを開催することを予定しています。

[第9回 納税義務の履行に関する検討WG]

- ・日 時：2008年8月8日(金) 午後6時30分～8時30分
- ・内 容：「租税回避と仮装行為(仮)
- ・講 師：細川健 広島大学大学院社会科学研究科准教授

[第10回 紳士者保護に関する検討WG]

- ・日 時：2008年9月29日(月) 午後6時30分～8時30分
- ・内 容：「納税者保護の提案と課題」

・報告者：酒井克彦 国士館大学法学部教授

※ 両日とも、会場については、企業税制研究所HPをご確認ください。

[お問合せ]

企業税制研究所の正会員でない方も、報告会の傍聴が可能です。ご希望の方は、企業税制研究所まで、ファックス又はメールにてお申込み下さい。

なお先着順で席数に達しましたら締め切らせていただきますことをあらかじめご了承願います。

・企業税制研究所

FAX 03-5282-7059

e-mail : jimukyoku@cti.or.jp

http://www.cti.or.jp/